

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第37回

リスクマネジメント (マイカー通勤制度)

○従業員から要望があり、マイカー通勤制度の導入を検討しています。導入にあたり注意すべき点を教えてください。

Aマイカー通勤制度は、企業にとって利便性の高い制度ですが、その半面、万が一従業員が通勤中に交通事故を起こした場合に企業に責任が生じることもあるため、慎重な制度設計が必要です。

にも責任が生じます。
(2) 運行供用者責任
自動車損害賠償保障法3条は「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。」と規定しています(この規定を「運行供用者責任」といいます)。企業が「運行供用者」にあたるか否かは「当該自動車の運行により利益を得ているか」「自動車の運行に

ついて直接または間接に指揮・監督しうる地位にあるか」といった2点から判断されます。
導入・運用時の
注意点
マイカーが純粋に通勤目的で使用される限りは、マイカー通勤中の事故については、企業に責任は生じませんが、純粋に通勤目的のみ使用されていたか否かは判断が難しいところです。また、企業には、仮に責任が生じたとしても適切に対処できるような体制の構築が求められます。導入や運用にあたっての注意点は以下のとおりです。

(1) 許可制
マイカー通勤の実態を適切に把握するために、許可制を採用すべきです。許可制の方法も、事後申請は認めず、事前申請のみにするべきです。また、許可が取り消される事由も明示しておくべきです。さらに、マイカー通勤を認める例が多い場合には、管理を容易にするために、許可証の発行や、提示を求めることも有益です。

(2) 許可の範囲の明確化
許可の範囲を明確にするべきです。具体的には、通勤のみを使用すること、勤務時間中には使用しないこと、あらかじめ通勤ルートを申請すること、通勤に使用する車両を届け出ること、届け出た以外の車両の使用は認めないことなどを規定してください。

(3) 付保基準を満たす任意保険加入の義務付け
許可の条件として、任意保険の加入を義務付けてください。

(4) 運転中の遵守事項
当たり前のことですが、道路交通安全に関する法令を遵守することや、飲酒運転・過労時の運転・居眠運転・速度違反・運転中の携帯電話やスマホ利用の禁止等、運転中の遵守事項を規定し、改めて注意喚起を行ってください。

民法715条1項は「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。」と規定しています(この規定を「使用者責任」といいます)。企業は「使用者」といいます。企業は「運行供用者」にあたるか否かは「当該自動車の運行により利益を得ているか」「自動車の運行に

ついて直接または間接に指揮・監督しうる地位にあるか」といった2点から判断されます。
導入・運用時の
注意点
マイカーが純粋に通勤目的で使用される限りは、マイカー通勤中の事故については、企業に責任は生じませんが、純粋に通勤目的のみ使用されていたか否かは判断が難しいところです。また、企業には、仮に責任が生じたとしても適切に対処できるような体制の構築が求められます。導入や運用にあたっての注意点は以下のとおりです。

(1) 許可制
マイカー通勤の実態を適切に把握するために、許可制を採用すべきです。許可制の方法も、事後申請は認めず、事前申請のみにするべきです。また、許可が取り消される事由も明示しておくべきです。さらに、マイカー通勤を認める例が多い場合には、管理を容易にするために、許可証の発行や、提示を求めることも有益です。

(2) 許可の範囲の明確化
許可の範囲を明確にするべきです。具体的には、通勤のみを使用すること、勤務時間中には使用しないこと、あらかじめ通勤ルートを申請すること、通勤に使用する車両を届け出ること、届け出た以外の車両の使用は認めないことなどを規定してください。

(3) 付保基準を満たす任意保険加入の義務付け
許可の条件として、任意保険の加入を義務付けてください。

(4) 運転中の遵守事項
当たり前のことですが、道路交通安全に関する法令を遵守することや、飲酒運転・過労時の運転・居眠運転・速度違反・運転中の携帯電話やスマホ利用の禁止等、運転中の遵守事項を規定し、改めて注意喚起を行ってください。

マイカー通勤中の従業員の事故について、企業に責任が生じ得る根拠は、以下の二つです。人身事故の場合には使用者責任と運行供用者責任が問題になりますが、物損事故の場合には使用者責任のみが問題になります。

民法715条1項は「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。」と規定しています(この規定を「使用者責任」といいます)。企業は「使用者」といいます。企業は「運行供用者」にあたるか否かは「当該自動車の運行により利益を得ているか」「自動車の運行に

ついて直接または間接に指揮・監督しうる地位にあるか」といった2点から判断されます。
導入・運用時の
注意点
マイカーが純粋に通勤目的で使用される限りは、マイカー通勤中の事故については、企業に責任は生じませんが、純粋に通勤目的のみ使用されていたか否かは判断が難しいところです。また、企業には、仮に責任が生じたとしても適切に対処できるような体制の構築が求められます。導入や運用にあたっての注意点は以下のとおりです。

(1) 許可制
マイカー通勤の実態を適切に把握するために、許可制を採用すべきです。許可制の方法も、事後申請は認めず、事前申請のみにするべきです。また、許可が取り消される事由も明示しておくべきです。さらに、マイカー通勤を認める例が多い場合には、管理を容易にするために、許可証の発行や、提示を求めることも有益です。

(2) 許可の範囲の明確化
許可の範囲を明確にするべきです。具体的には、通勤のみを使用すること、勤務時間中には使用しないこと、あらかじめ通勤ルートを申請すること、通勤に使用する車両を届け出ること、届け出た以外の車両の使用は認めないことなどを規定してください。

(3) 付保基準を満たす任意保険加入の義務付け
許可の条件として、任意保険の加入を義務付けてください。

マイカー通勤の実態を適切に把握するために、許可制を採用すべきです。許可制の方法も、事後申請は認めず、事前申請のみにするべきです。また、許可が取り消される事由も明示しておくべきです。さらに、マイカー通勤を認める例が多い場合には、管理を容易にするために、許可証の発行や、提示を求めることも有益です。

(2) 許可の範囲の明確化
許可の範囲を明確にするべきです。具体的には、通勤のみを使用すること、勤務時間中には使用しないこと、あらかじめ通勤ルートを申請すること、通勤に使用する車両を届け出ること、届け出た以外の車両の使用は認めないことなどを規定してください。

(3) 付保基準を満たす任意保険加入の義務付け
許可の条件として、任意保険の加入を義務付けてください。

(4) 運転中の遵守事項
当たり前のことですが、道路交通安全に関する法令を遵守することや、飲酒運転・過労時の運転・居眠運転・速度違反・運転中の携帯電話やスマホ利用の禁止等、運転中の遵守事項を規定し、改めて注意喚起を行ってください。

(5) 諸費用の負担の有無
ガソリン代、高速代、駐車料金・保険料などの諸費用を企業と従業員のどちらが負担するかを明確に規定すべきです。

(6) 事故が生じた場合の責任の所在
事故時の報告義務や責任の所在も明確に規定すべきです。責任の所在については、運転者である従業員本人が責任を負う場合、企業は責任を負わない旨の規定を置くことが多いと思います。

(1) 面から続く

(2) 面から続く

(3) 面から続く

(4) 面から続く

(5) 面から続く

(6) 面から続く

(7) 必要書類の提出と保管
許可の前提として、従業員から、運転免許証、自動車検査証、自賠責保険・任意保険の保険証券、保険金の支払い状況がわかる資料の提示を受け、企業の側でも内容を確認したうえで、写しを保管してください。特に有効期間や失効の有無は、慎重に確認してください。

(8) 申請手続の年次更新や変更届の義務付け
運用開始後の定期的な確認が不可欠です。まれに許可申請の場面だけ慎重に運用し、その後の確認を疎かにしている事例に接することがあります。それが意味がありませぬ。許可申請は1年ごとにして、期中に変更や更新があった場合には、都度、企業に報告することを義務付けてください。

(9) 交通安全教育の実施
企業側での付保状況の確認
事故のリスクを減らすために、マイカー通勤者に対し、警察署から講師を招いて講習会を開催することも有益です。また、企業の加入している店舗総合保険や施設管理者賠償保険によっては従業員間の交通事故も対象になる場合もあり得ますので、企業側でも、万が一の事故に備えて、事故時に適用され得る保険の有無や内容を確認しておいてください。

北海道札幌市中央区大通西11の4の22
第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501
<https://ambitious.gr.jp/>

北海道札幌市中央区大通西11の4の22
第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501
<https://ambitious.gr.jp/>

北海道札幌市中央区大通西11の4の22
第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501
<https://ambitious.gr.jp/>